家庭状況異動報告書

令和　　年　　月　　日

館山市長　様

下記児童につき家庭状況に異動があったので，必要書類を添えて報告します。

保護者住所　館山市

保護者氏名

記

児童氏名　　　　　　 　　　　　　保育園名　　　　　　　　　　　　　　保育園

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 異動事項該当する番号に○又は☑ | 異動前後の状況・事由該当する箇所のみ記入又は☑ | ※備考及び事実を証する書類 | 認定 |
| 1 | 住所変更 | 変更前 | 館山市 |  | 継・除 |
| 変更後 | 館山市 |
| 転居日 | 　令和　　年　　　月　　　日 |
| 2 | 仕事変更□父　□母□その他（　　　　） | 退職日 | 　令和　　年　　　月　　　日 | ・就労証明書・申立書・退所届・求職活動申立書・必要量変更 | 継・除 |
| □ 就職先確定済 | 職場名 |  |
| 就職日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| □ 退職後求職 | ※3か月以内に就労証明書等を提出してください。 |
| 3 | 妊娠 | 出産予定日 | 　令和　　　　年　　　　月　　　　日 | ・母子手帳の写し・退所届 | 継・除 |
| 仕事復帰予定 | □無　□有（復帰予定日　令和　　年　　月　　日） |
| 4 | 出生 | 第　　　子出生　出生日：　　令和　　年　　月　　日 | ・就労証明書・申立書・退所届・必要量変更・入所申込・保育証明 | 継・除 |
| □ 仕事復帰予定有 | ※1年以内に復帰予定の場合のみ継続して入所可能。復帰予定日：　令和　　　年　　　月　　日 |
| □ 仕事復帰予定無 | ※産後2か月目の末日までで退所となります。 |
| 5 | 世帯変更□世帯員追加□世帯員削除 | 事由発生日 | 令和　　　年　　　月　　　日 | ・就労証明書・申立書 | 継・除 |
| 追加又は削除となった世帯員について |
|  | 氏名 | 続柄 |  | 氏名 | 続柄 |
| 増・減 |  |  | 増・減 |  |  |
| 増・減 |  |  | 増・減 |  |  |
| 変更理由（転出・転居の場合は住所を記入すること） |
| 6 | 氏名変更□父　□母□その他（　　　　） | 変更前 |  | ・口座振替依頼書 | 継・除 |
| 変更後 |  |
| 変更日 | 令和　　　年　　　月　　　日（変更理由：　　　　　　　　　） |
| 7 | 婚姻 | 事由発生日 | 　令和　　　年　　　月　　　日 | ・就労証明書・申立書・税関係書類・口座振替依頼書・同意書 | 継・除 |
| 養子縁組（又は認知） | □ 有（　　　　　年　　　月　　　日） □ 無 |
| 配偶者情報 | 氏名（　　　　　　　）住所（　　　　　　　　　　　） |
| 8 | 離婚 | 事由発生日 | 　　年　　月　　日　協議 ･ 調停 ･裁判 | ・口座振替依頼書 | 継・除 |
| 子を引き取る者：□ 父　□母　　口座振替先の変更：希望する・希望しない離婚日時点で（□父　□母）とは，住民票（□同世帯　□世帯分離　□別居） |

　　届出のあった事項につき　　　　年　　　　月　　　　日調査したところ上記のとおりでした。確認者氏名

**世帯の状況が変更になった場合について**

　下記の変更があった場合には，「家庭状況異動報告書」の提出が必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事由 | 必要となる添付書類 | 備考 |
| １．住所変更 | \*\*\* | 同居する家族に変更がある場合は, 世帯変更も必要になります。 |
| ２．仕事変更 | 《継続して入所する場合》□保育が必要なことがわかる書類□申立書（求職活動の場合）□保育必要量変更届（認定時間の変更が必要な場合）《退所する場合》□退所届 | 退職した日から「保育標準時間認定」の人は，「保育短時間認定」に変更となります。（保育を利用できる時間が変わります。）保育料は月額で計算されますので，原則翌月からの変更となります。　また，求職期間で保育園（こども園）に入園できるのは，退職してから90日です。90日が経過する前日までに就労証明書などの書類をこども課へ提出することで，継続して保育園（こども園）を利用することができます。提出がない場合には，退園することになります。 |
| ３．妊娠 | 《継続して入所する場合》□母子手帳出生後手続き（４．出生参照）《退所する場合》□退所届 | 出産前後2ヶ月については，保育園（こども園）を継続して利用できます。また育児休暇を取得して，出産後１年以内に職場復帰をする場合は，復帰まで上の子は継続して保育園（こども園）を利用することができます。この場合，出生月の翌月から２ヶ月を経過した月以降（育児休暇中）は, 保育必要量が「保育短時間認定」になります。（保育を利用できる時間が変わります。）こども園の3歳以上のお子さんの場合は、1号認定に変更になります。（公立の場合は4歳児から）出生されたお子さんの保育園等の入所申込に際し，入所日については育休復帰日より２週間前（ならし保育期間）から指定することができます。ただし生後５７日を経過していることが必要です。出生されるお子さんの入所申込をされた場合，入所可否の審査は，育休復帰（産休明け）の場合は原則入所月の前々月の審査に，就労以外の要件でお申込みされる場合は，入所月の前月の審査になります。託児所等を利用する場合または、親族が保育される場合は, 「保育証明書」の提出が必要です。 |
| ４．出生 | 《継続して入所する場合》□保育が必要なことがわかる書類□申立書（育児休暇・5歳児）□保育必要量変更（変更が必要な場合）《出生されたお子さん》□保育所入所申込書どちらか□保育証明《退所する場合》□退所届 |
| ５．世帯変更 | □保育が必要なことがわかる書類 | ７０歳未満の世帯員が追加された場合は，追加された人が児童を保育できないことを証明する書類の提出が必要です。 |
| ６．氏名変更 | □口座振替変更依頼書 | 　口座振替の登録をしている人の氏が変更となった場合で口座の名義を変更する場合は，口座振替変更依頼書のお手続きが必要です。 |
| ７．婚姻 | □保育が必要なことがわかる書類□口座振替変更依頼書□保育所利用申込にあたっての確認表　（同意書） | 　婚姻によって保護者が追加となる場合，保育料が変更となる場合があります。（婚姻した月の翌月から）税関係・世帯状況を確認させていただきます。氏名変更の場合は，口座振替変更依頼書の提出が必要です。 |
| ８．離婚 | □口座振替変更依頼書 | 離婚によって保護者が変更となる場合，保育料が変更となる場合があります。（離婚した月の翌月から）口座振替指定先を変更する場合は，口座振替変更依頼書の提出が必要です。氏の変更により口座名義人の氏名が変わる場合も同様です。 |

※保育必要量（保育時間）を変更する場合は，変更月の前月15日までにこども課でお手続きが必要です。

※保育の必要性がなくなった場合，退園になりますが，

5歳児の場合は，卒園まで継続して保育園を利用することができます。

こども園の3歳以上のお子さんの場合は，1号認定に変更になります。（公立の場合は4歳児から）